

幼保連携型認定こども園 神戸さくら保育園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に当たり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設経営法人

法人の名称	社会福祉法人 桜谷福社会		
代表者氏名	理事長 花 房 八重美		
法人の所在地	兵庫県赤穂市新田 1444 番地		
法人の電話番号	0791-46-0331		
定款の目的に定めた事業	第1種社会福祉事業	特別養護老人ホームの経営	3事業所
	〃	児童養護施設の経営	1事業所
	第2種社会福祉事業	老人短期入所事業の経営	1事業所
	〃	老人デイサービスセンターの経営	3事業所
	〃	老人在宅介護支援センター事業の経営	1事業所
	〃	保育所の経営	3事業所
	〃	幼保連携型認定こども園の経営	3事業所
	〃	一時預かり事業の経営	7事業所
	〃	障害児通所支援事業の経営	1事業所
	公 益 事 業	居宅介護支援事業	1事業所
		喀痰吸引等研修事業	1事業所
		診療所事業	1事業所

2 施設の概要

名称	神戸さくら保育園
施設の種別	幼保連携型認定こども園
所在地	兵庫県神戸市灘区浜田町2丁目2番15号
認可年月日	平成27年4月1日
確認年月日	平成27年4月1日
電話番号・FAX番号	TEL 078-858-8101 FAX 078-858-8102
電子メール	kobesakura@mx1.alpha-web.ne.jp
園長氏名	松村良奈
入所定員	3号認定子ども 計 34名 0歳児 10名・1歳児 12名・2歳児 12名
	2号認定子ども 計 36名 3歳児 12名・4歳児 12名・5歳児 12名
	1号認定子ども 計 9名 3歳児 3名・4歳児 3名・5歳児 3名
	総 計 79名
取扱う保育事業の種類	延長保育・すこやか保育・一時保育、預かり保育
自己評価の概要	職員による運営や教育・保育内容等の自己評価を毎年1回実施し、サービス内容の向上に努めます。
第三者評価の実施状況	兵庫県が認証した評価機関による福祉サービス第三者評価事業を3年に1度受け、その結果を公表します。

3 教育・保育の内容

1) 教育・保育理念

個性を大切にし、個人個人の発達段階に応じた適切な指導を行い、安全で快適な教育・保育環境のもと、子どもたち一人ひとりが生き生きと健やかに育ち、保護者の方が安心して預けられる施設を目指す。

2) 教育・保育目標

- ① げんきな子ども（明るさと強さを育む）
- ② かんがえる子ども（創造性を育てる）
- ③ やさしい子ども（情緒が豊かになるかかわりを学ぶ）

3) 基本方針

- ① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する
- ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える
- ③ 子どもの心身の発達を保証する教育・保育を実践する
- ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する
- ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす

4) 教育・保育の内容

幼保連携型認定こども園 教育・保育要領に基づき、支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、特定教育・保育を提供する。2・3号認定子どもについては、当該支給認定における保育必要量の範囲内において、特定教育・保育を提供します。

5) 預かり保育の内容

やむを得ない理由により、教育標準時間を超えて保育を必要とする場合は、1号認定の園児に対し、保育の必要な範囲において預かり保育を提供する。

6) 延長保育の内容

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し保育の必要な範囲において延長保育を提供します。

7) 食事の提供

食事は園内の調理室で調理を行い、提供します。

1号認定子どもについては、昼食を提供します。

2・3号認定子どもについては、昼食及び午後のおやつを提供します。なお、乳児については、これに加え午前中に1回おやつを提供します。

8) その他特定教育・保育に係る行事等

4月	入園・進級式 0・1・2歳児クラス別懇談会	8月	夏祭り ホームカミングデー プール終了	12月	クリスマス会 もちつき (尿検査)
5月	春の遠足 3・4・5歳児クラス別懇談会	9月	お月見会	1月	正月遊び大会・書初め 内科・歯科健診 生活発表会
6月	内科・歯科・耳鼻科 眼科の各健診	10月	運動会	2月	節分・豆まき
7月	七夕まつり プール開始 5歳児個人懇談会	11月	秋の遠足 クラス別懇談会	3月	お別れ遠足 卒園式

4 開園日・開園時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日まで	
開園時間	7時00分から19時00分	
教育・保育の提供日	1号認定子ども	月曜日から土曜日まで
	2・3号認定子ども	月曜日から土曜日まで
利用時間	教育標準時間	8時30分から16時30分
	保育標準時間	7時00分から18時00分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間
	保育短時間	8時30分から16時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間
預かり保育時間	教育標準時間	7時00分から8時30分 16時30分から19時00分
	保育標準時間	18時00分から19時00分
延長保育時間	保育標準時間	18時00分から19時00分
	保育短時間	7時00分から8時30分 16時30分から19時00分
一時保育時間	8時00分から18時00分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間	
自主事業延長保育時間	保育園入園者	7時00分まで及び19時00分以降
	一時保育利用者	8時00分まで及び18時00分以降
休園日	日曜日・国民の祝日並びに国民の休日及び12月29日から1月3日まで 神戸市灘区に、「特別警報」が発令された場合（ただし、保育時間内に解除された場合は、開園します。） 地震等の災害により、保育園が甚大な被害を受けた場合	

5 施設・設備の概要

敷地	自己所有	面積	528.37 m ²
建物	鉄骨造陸屋根3階建	延床面積	746.29 m ²
施設の内容	乳児室・ほふく室	4室	94.75 m ²
	保育室・遊戯室	6室	274.44 m ²
	調理室	1室	36.09 m ²
	調乳室	1室	3.96 m ²
	医務コーナー		3.00 m ²
設備の種類	冷暖房・床暖房・太陽光発電		
その他	屋外遊戯場	217.73 m ²	
既存施設から幼保連携型認定こども園に移行する際の特例の適用	屋外遊戯場については移行特例を適用 (幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準附則第4条による)		

6 職員体制

1) 職種別の職員の数（資格保有者の数）

職種		配置人員	配置基準	保有資格
園長	常勤	1名	1名	幼稚園教諭免許・保育士資格
主任保育教諭	常勤	1名	1名	幼稚園教諭免許・保育士資格
保育教諭	常勤	12名以上	12名	幼稚園教諭免許・保育士資格
厨房職員	常勤	2名以上	2名	管理栄養士、栄養士、調理師

2) 常勤職員の勤務形態

- ① 6:45～16:10 ② 7:15～16:40 ③ 7:45～17:10
 ④ 8:15～17:40 ⑤ 8:30～17:55 ⑥ 8:50～18:15
 ⑦ 9:00～18:25 ⑧ 9:20～18:45 ⑨ 9:50～19:15

7 利用料等

1) 利用者負担額

支給認定を受けた市町が定める利用者負担額の徴収を行います。

2) その他の費用

内容	金額
食事料金 1号認定子どもに係る食事の提供費用	月額 6,000円
主食費 2号認定子どもに係る主食の提供費用	月額 1,500円
副食費 2号認定子どもに係る副食の提供費用	月額 4,500円
衛生管理費 1号認定子ども 寝具やタオル類等の提供費用 2・3号認定子ども 寝具やタオル類等の提供費用	1号認定子ども 月額 1,500円 2・3号認定子ども 月額 1,500円
預かり保育料金 預かり保育利用にかかる費用	18時00分～19時00分 30分 1回 200円 月額 2,500円 1時間 1回 400円 月額 4,500円 教育標準時間～保育標準時間 1回 200円 月額 2,500円 ※ 所得階層により減免があります。
延長保育料 延長保育利用に係る費用	30分 1回 200円 月額 2,500円 1時間 1回 400円 月額 4,500円 保育短時間～保育標準時間 1回 200円 月額 2,500円 ※ 所得階層により減免があります。
一時保育料 一時保育利用に係る費用	非定型・緊急保育 1回 2,400円（4時間未満は半額） リフレッシュ保育 1回 3,600円（4時間未満は半額）
延長保育料 自主事業の延長保育利用に係る費用	30分単価 500円

※ 事前に保護者の皆様に説明・同意の上、上記の金額を改定することがあります。

※ その他、保育用品代や利用者負担が適当と認められるものについては、事前に保護者の皆様に説明・同意の上、徴収するものがあります。

3) 支払方法

口座振替払い（毎月27日に引き落とします。）

8 契約の解除

園児が小学校に就学するときは、卒園するものとします。

下記の場合、教育・保育の提供を終了し、退園させるものとします。

- ・ 支給認定保護者が退園を申し出たとき。
- ・ 保育認定子どもに該当しなくなったとき。
- ・ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

9 学校医・学校歯科医・嘱託医・学校薬剤師

医療機関名	中迫医院（科目：内科・小児科）
所在地	〒657-0063 神戸市灘区曾和町2丁目1-5 TEL 078-843-4768 FAX 078-843-4768
提携内容	各種健康診断及び事後指導、健康相談、健康教育、健康管理

医療機関名	東歯科診療所（科目：歯科）
所在地	〒658-0045 神戸市東灘区御影石町2丁目17-9 TEL 078-811-6988 FAX 078-811-6988
提携内容	各種健康診断及び事後指導、健康相談、健康教育、健康管理
医療機関名	片野眼科（科目：眼科）
所在地	〒657-0036 神戸市灘区桜口町2丁目12-1 TEL 078-856-5580 FAX 078-856-5580
提携内容	各種健康診断及び事後指導、健康相談、健康教育、健康管理
医療機関名	塚本耳鼻咽喉科（科目：耳鼻咽喉科）
所在地	〒658-0044 神戸市東灘区御影塚町2丁目12-1 TEL 078-856-5580 FAX 078-856-5580
提携内容	各種健康診断及び事後指導、健康相談、健康教育、健康管理
学校薬剤師	山本尚子
所在地	〒657-0043 神戸市灘区大石東町4丁目5-18 TEL 078-801-3110

1.0 健康診断の実施

項目	実施回数	内容
内科健診	年2回	全年齢対象。
歯科健診	年2回	全年齢対象。
耳鼻科健診	年1回	全年齢対象。
眼科健診	年1回	全年齢対象。
尿検査	年1回	3歳以上児対象。
身体測定	月1回	全年齢対象で身長・体重の測定を行い、結果については連絡ノートに記載します。

1.1 要望・相談・苦情の受付

苦情受付担当者	山本 莉紗子（主任保育教諭）	TEL 078-858-8101
苦情解決責任者	松村 良奈（園長）	TEL 078-858-8101
第三者委員	谷村 誠（社会福祉法人 みかり会 理事長） 多夢の森 梅野 高明（社会福祉法人 勝原福社会 常務理事） 事務局	TEL 078-787-0939 TEL 079-240-7920

1.2 利用者に対しての保険

保険名称	保険の内容	
ひょうご福祉サービス総合補償制度 賠償補償	1事故	500,000,000円
〃 事故見舞金	1事故	1,000,000円
日本スポーツ振興センター災害共済給付制度	1事故	37,700,000円

1.3 非常災害時の対策

1) 消火・避難訓練 月1回実施

2) 災害時の避難場所

保育園が甚大な被害を受けた等の場合は、下記の場所へ避難します。なお、それぞれの避難経路については、保育園内に掲示しています。

- ① 火災の場合 石屋川くるみ保育園
- ② 地震の場合 成徳小学校
- ③ 津波・浸水の場合 保育園3階

3) 緊急連絡先（緊急用携帯電話） 070-1458-6180

4) 保育時間中に、神戸市灘区に「特別警報」が発令された場合
安全を十分に確保した上で速やかにお迎えに来てください。

5) 災害時の連絡方法

① 火災

避難場所へ避難をする場合は、よいこネットにて避難状況を連絡します。なお、避難完了後、緊急連絡票にて連絡します。

② その他の災害

避難場所へ避難をする場合は、よいこネットにて避難状況を連絡します。なお、避難完了後、171 災害時伝言ダイヤルにて連絡します。

6) 避難場所での引渡方法

所定の引渡カードを使用し、園児の引渡を行います。

7) 「社会福祉法人桜谷福社会 幼保連携型認定こども園神戸さくら保育園 BCP (業務継続計画)」に基づき、保護者とともに子どもの安全を確保した教育・保育を実践していきます。

1.4 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

関係市町が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用します。また、卒園児等を小学校、若しくは、次の教育・保育施設へ送り出すにあたり、各小学校、若しくは、各教育・保育施設に育ちを連続して引継いでいくための情報を提供できるものとしします。

なお、園生活の情報共有のための園だより、地域の子育て支援施設としての情報提供の各種提供ツール (ホームページ等)、保育園運営に必要な園児募集や職員募集に関する書類作成時に、園児の園での様子を掲載することがあります。なお、掲載する写真及び動画等につきましては、その都度、保護者の皆様に掲載の了承をいただきます。

令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分

神戸さくら保育園での特定教育・保育サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

神戸さくら保育園

説明者職氏名 園長 松村良奈 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、神戸さくら保育園での教育・保育サービスの提供開始に同意しました。

住 所

氏 名 印

児童との続柄

児 童 氏 名

附 則

- 1 この重要事項説明書は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この重要事項説明書は、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 3 この重要事項説明書は、平成 29 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 4 この重要事項説明書は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 5 この重要事項説明書は、平成 30 年 11 月 1 日から改正施行する。
- 6 この重要事項説明書は、平成 31 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 7 この重要事項説明書は、令和 1 年 10 月 1 日から改正施行する。
- 8 この重要事項説明書は、令和 3 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 9 この重要事項説明書は、令和 4 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 10 この重要事項説明書は、令和 5 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 11 この重要事項説明書は、令和 6 年 4 月 1 日から改正施行する。